

## 開発行為、大規模建築物の建築などについての「お知らせ板」の設置について

年 月 日

開発行為や大規模建築物の建築などを行おうとするときは、影響を及ぼすおそれのある住民の皆様に対して事前に計画説明を行うことが条例(注1)で定められています。

この度、下記計画についてこの条例に基づきこれから計画説明を実施しますので、よろしく願いいたします。

まずは計画説明について進捗状況などを皆様にお知らせするための「お知らせ板」を設置いたしましたのでお知らせします。(設置場所は裏面の案内図をご覧ください。)

近隣住民の方については、全員に対して説明をさせていただきます。(説明を受けるにあたっての手続きは不要です。)

周辺住民の方については、説明を希望された方のみ説明を行うこととなりますので、説明を希望される周辺住民の方は下記の連絡先まで文書で期限内(期限は 年 月 日まで)にご連絡くださるようお願いいたします。(ご連絡に当たっては、下記2の説明の方法からご希望するものをお書きください。)

また、この計画は、規模が大きいことなどにより、説明会を2回以上開催することが条例で定められているため、下記2のとおり説明会を開催いたします。

この説明会には横須賀市に対して「専門家」(注2)の派遣を要請することができますので、希望される方は、市役所(都市部開発指導課/046-822-8316)へ期限までにご連絡ください。(期限は説明会開催日の7日前まで)

なお、近隣住民・周辺住民の範囲についてはお知らせ板でご確認ください。

(注1) 条例：特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例

## ホームページアドレス

[https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki\\_honbun/g204RG00000609.html](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00000609.html)

(注2) 「専門家」：土木や建築の専門用語について、説明・解説を行うもので、市役所から委託を受けた民間の方です。

連絡先 住所  
氏名  
電話・FAX 番号

## 1. 計画概要等

計画名称 (特定建築等行為の名称)	
計画の場所 (特定建築等行為の場所)	
計画の種類 (特定建築等行為の種類)	
お知らせ板の設置日	
計画概要 (特定建築等行為の概要)	
行為者	住所
	氏名
	電話

## 2. 説明方法について

説明会	説明会の開催日時	
	説明会の開催場所	
上記以外の説明	説明の方法	
	説明の日時	

※ 近隣住民や説明を希望した周辺住民の方で説明会に出席できなかった方には、戸別訪問等

により説明させていただきます。

## お知らせ板設置場所案内図

### ※注意事項

- ・ 区域を明示すること。
- ・ お知らせ板設置位置を明示すること。
- ・ 個人情報は載せないこと。
- ・ 近隣・周辺住民を明示したい場合は、開発指導課へご相談ください。

TEL046-822-8316